

インフルエンザの対応について

～学校へ報告をお願いします～

1. 出席停止期間

学校保健安全法施行規則では、「発症したあと5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで」となっています。

★つまり・・・↓

登校できるのは、
最短でも発症後5日目以降

	発症日		発症後				発症後、5日目以降		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目			
【例1】 発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	登校再開		
【例2】 発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校再開	
【例3】 発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目

翌日、登校再開

2. 罹患時、必要な書類について (①、②を提出)

①『インフルエンザ回復届』を提出してもらいます。→
これは、**保護者記入**による書類で、医師が記入するものではありません。

1日2回朝夕の検温で、確実に感染症から回復したと証明するものです。保健室や事務室より受け取りできます。

★学校のHPよりダウンロード可

★パソコン等がない家庭は、**FAX送信またはメモに記録**しておき、後日、記入して提出でも可

②診断を証明できる資料

診断書やインフルエンザ治療薬が掲載された**処方箋**などのコピーを添付し、『インフルエンザ回復届』と共に提出してください。

インフルエンザ回復届

県立球陽高等学校、
県立球陽中学校、
校長 島仲 利孝 殿、

平成 年 月 日 生徒氏名: _____ (年 組 番)、
保護者氏名: _____

下記のとおり、発症から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過したので出席停止措置の中止をお願いします。

発症日	①測定時間: 体温	②測定時間: 体温
発症日	月 日 () 午前 時 分: °C 午後 時 分: °C	
1日目	月 日 () 午前 時 分: °C 午後 時 分: °C	
2日目	月 日 () 午前 時 分: °C 午後 時 分: °C	
3日目	月 日 () 午前 時 分: °C 午後 時 分: °C	
4日目	月 日 () 午前 時 分: °C 午後 時 分: °C	
5日目	月 日 () 午前 時 分: °C 午後 時 分: °C	
6日目	月 日 () 午前 時 分: °C 午後 時 分: °C	

(発熱が長引き記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください)

・診断結果: インフルエンザ () 型、
・診断日: 平成 年 月 日 ・医療機関名: _____

◎添付書類: 診断を証明できる資料 (インフルエンザ治療薬が掲載された処方箋 (薬の説明書) 等)
◎提出先: 保健室

○インフルエンザによる出席停止について
インフルエンザによる出席停止期間は、『**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**』です。上記の通り、1日2回 (朝・夕) の検温結果などのインフルエンザの罹患状況をご家庭で記入し、必要書類を添付のうえ登校再開する際に学校 (保健室) へ提出してください。
※ 医療機関にて、インフルエンザと診断された場合は学校へご連絡ください。

《問い合わせ先》
県立球陽高等学校・球陽中学校、
保健室 島仲 まで。
Tel 098-933-9301 Fax 098-933-6212.

その他の感染症は・・・

医師の記入による『治療証明書』または『完治証明書』が必要になります。(病院にある所定の用紙で可)
出席停止の期間は、それぞれの感染症により異なります。保健室へご相談ください。

分からないことは、ぜひ、養護教諭へ相談してください。

